

| No. | 頁 | 1 | (1) | ア | (ア) | a | その他 | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|---|-----|---|-----|-----|-----|-------------------|--|--|
| 1 | 13 | 3 | (2) | | | | | 入札参加者の参加資格要件 | 構成員、協力企業からの業務委託先企業および民間提案施設のテナント入居企業は入札参加者ではないため、参加資格要件を満たす必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 16 | 3 | (2) | イ | (イ) | a | ① | 公園等施設・その他施設工事監理企業 | ①の要件について、公園等施設・その他施設設計企業と同様に「造園部門、道路部門、下水道部門」のいずれかの建設コンサルタント登録と読み替えてよろしいですか？ | ご理解の通りです。 入札説明書を以下の通り修正します。 「他の者は少なくとも①の要件を満たす（ただし、この場合には①の要件における「造園部門、道路部門、下水道部門の建設コンサルタント登録」を「造園部門、道路部門、下水道部門のいずれかの建設コンサルタント登録」と読み替えるものとする。）こと。」 |
| 3 | 16 | 3 | (2) | イ | (イ) | a | | 公園等施設・その他施設工事監理企業 | 「本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を単独で全て満たし、他の者は①の要件を満たすこと」とありますが、前項目の（ア）設計企業-aに記載の（ただし、この場合は～読み替えるものとする）の記載がなく、設計者と監理者が別の構成員・協力企業となりうる内容となっています。設計主旨を十分に踏まえた整備を行うには、設計業務と監理業務共に同一の構成員・協力会社が対応するのが合理的かと考えます。設計企業と同様の条件となるよう、ご検討頂けないでしょうか。 | 設計業務と監理業務については、同一の構成企業とすることも別々の構成企業とすることも可能です。 |
| 4 | 16 | 3 | (2) | イ | (イ) | a | | 入札参加者の参加資格要件(業務別) | 公園等施設・その他施設工事監理企業について、「本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を単独で全て満たし、他の者は①の要件を満たすこと。」と、ありますが、公園等施設・その他施設設計企業と同様に、「他の者は少なくとも①の要件を満たす（ただし、この場合には①の要件における「造園部門、道路部門、下水道部門の建設コンサルタント登録」を「造園部門、道路部門、下水道部門のいずれかの建設コンサルタント登録」と読み替えるものとする。）こと。」として、こちらも読み替えを追加していただくことは可能でしょうか。 | 入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.2を参照ください。 |
| 5 | 17 | 3 | (2) | イ | (ウ) | c | | 建設企業 | 建設企業の施工の元請実績を証明できる資料としてコリンズ登録済み実績を使用する場合は、コリンズ登録内容確認書があれば契約書等や仕様書等の写しは不要との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 6 | 18 | 3 | (2) | イ | (ウ) | e | | 建設企業 | 配置予定の監理技術者等の工事管理実績を証明できる資料としてコリンズ登録済み実績を使用する場合は、コリンズ登録内容確認書があれば契約書等や仕様書等の写しは不要との理解で宜しいでしょうか。 | 入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.5を参照ください。 |
| 7 | 18 | 3 | (2) | イ | (キ) | | | 民間提案施設企業 | 念のため確認致しますが、民間提案施設企業は、構成員もしくは協力企業である必要はないとの認識で間違いはないでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 8 | 18 | 3 | (2) | イ | (キ) | | | 民間提案施設企業 | 構成員もしくは協力企業が民間提案施設を整備・所有し、テナント（ショップ等）を誘致する場合の要件は、①施設オーナーとしての実績及び資格、②テナント企業の運営実績及び資格、どちらの要件が必要になりますか。 | ご質問の場合については、「①施設オーナーとしての実績及び資格」の要件が必要となります。 なお、民間提案施設業務は都市公園法第5条に基づき、施設を設置及び管理する者に対して許可を行います。また、許可する運営形態につきましては協議によるものとします。 |
| 9 | 18 | 3 | (2) | イ | (キ) | a,b | | 民間提案施設企業 | 民間提案施設企業の資格要件として「入札参加資格申請までに入札参加者が提案する民間提案施設業務と同種同類事業の運営実績を有していること。」とありますが、施設を保有するのみで、入居者を斡旋する形態での参画を検討しております。この場合の実績は、施設を保有した実績と読み替えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.8を参照ください。 |
| 10 | 18 | 3 | (2) | イ | (キ) | a,b | | 民間提案施設企業 | 民間提案施設企業の資格要件として「入札参加資格申請までに入札参加者が提案する民間提案施設業務と同種同類事業の運営実績を有していること。」とありますが、施設を保有するのみで、入居者を斡旋する形態での参画を検討しております。この場合資格は、施設を保有するために必要な資格と読み替えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.8を参照ください。 |
| 11 | 18 | 3 | (2) | イ | (ウ) | d | | 建設企業 | 本件工事に監理技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で配置することとされておりますが、解体・埋文調査期間は参加資格申請書に記載した者以外の配置とすることは可能でしょうか。 | 解体期間は、参加資格申請書に記載した者の配置が必要です。埋蔵文化財調査期間は、参加資格申請書に記載した者以外を配置することは可能です。ただし、緊急時の連絡体制は整えてください。また、埋蔵文化財調査を解体工事と同時並行で実施する場合は、解体工事の基準に合わせて、参加資格申請書に記載した者の配置が必要です。 |
| 12 | 18 | 3 | (2) | イ | (カ) | | | その他企業 | 駐車場の運営、管理業務は、その他業務に位置付けられると理解しているが、その理解でよろしいか。 | 駐車場の運営及び維持管理業務のみを実施する企業は、「その他企業」として参加することも可能です。 |
| 13 | 23 | 4 | (5) | ア | | | | 回答公表日 | 回答公表が4月27日となっていますが、多くの民間企業が4月29日以降長期休暇となるため、回答内容に応じた資格申請書類の修正期間が短いと思われる。回答時期を前倒ししていただけませんか。 | 原文の通りとします。 |

| No. | 頁 | 第 | 1 | (1) | 1) | ① | ア | a | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|----|---|---|-----|----|---|---|---|---------|--|---|
| 1 | 4 | 1 | 5 | | | | | | 本事業の概要 | 貴市の外郭団体である（公財）西宮スポーツセンター様は、競争入札の公平性担保のため、入札参加者になれることはないかと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 2 | 83 | 4 | 2 | (4) | | ① | | | 工事監理業務 | 造園土木工事の工事監理者は、施工業務が解体撤去のみ、建築施設のみといった期間においては、監理業務を実施する必要はないと理解してよろしいでしょうか。 | 造園土木工事の工事監理者については、施工業務が造園土木に係る解体撤去の期間は、監理業務が必要です。建築施設のみの期間においては、ご理解の通り不要です。 |
| 3 | 83 | 4 | 2 | (4) | | ① | ア | | 工事監理業務 | 実施方針質疑回答（2023年1月31日付）No.153に「建設業務の工事監理者は工事監理業務の管理責任者と兼務可能」とあり、要求水準書P84に管理責任者と管理技術者は同一の者が兼ねることができる」とあるため、工事監理者、管理責任者及び管理技術者は1名で兼務することが可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 4 | 83 | 4 | 2 | (4) | | ① | イ | | 工事監理業務 | 建築施工監理技士と造園施工監理技士の両方の資格を有している者が兼務で同一工事の監理業務を行ってもよろしいでしょうか？ご教示ください。 | 建築工事と造園土木工事の工事監理者は兼務不可です。法令に基づく資格及び入札説明書で求める要件を満たす者がそれぞれ担ってください。 |
| 5 | 83 | 4 | 2 | (4) | | ① | エ | | 工事監理業務 | 事業者は、工事監理業務の管理責任者を配置し、実施体制と合わせて工事監理着手前に市に通知する事、との記載がございますが、入札説明書及び要求水準書にて選出企業の縛りがない配置予定者（例：電気設備設計技術者、機械設備設計技術者）は構成企業以外の企業から選出することが出来るという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 6 | 93 | 6 | 1 | (3) | | | | | 業務の対象範囲 | 備品等保守管理業務を運営企業が担当することは可能でしょうか。またその場合、運営企業は維持管理企業としての参加資格要件を満たす必要はあるでしょうか。 | 前段について、可能です。 後段について、ご理解の通り、維持管理企業としての参加資格要件を満たす必要があります。 |

| No. | 頁 | 1 | (1) | ア | (ア) | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------|---|-----|---|-----|-------------------------|---|---|
| 1 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」について、連結対象は有しておりますが、有価証券報告書の提出義務がなく、連結決算を行っていないため、書類を提出することができません。提出は不要とさせていただきます。 | 不要としますが、入札参加資格審査の提出書類にその旨を記載して提出ください。 |
| 2 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」について、連結対象はあるが、有価証券報告書の提出義務がなく、連結決算を行っていない企業は、連結対象を含めた書類の提出ができません。その場合は、その旨を記載することで提出は不要とさせていただきます。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.1を参照ください。 |
| 3 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 提出書類について、本社商号等・印鑑登録を行っている社長印ではなく、別途委任状等を提出したうえで、支店名称等・支店印を用いることは可能でしょうか。 | 可能です。任意形式の委任状を提出してください。なお、この場合の入札参加者は支店となります。 |
| 4 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 様式2-2、様式2-3、様式2-4(委任者)は本社・代表取締役印で提出し、様式2-1、様式2-4(受任者)は契約権限があれば支店名義・支店印等で提出することでよろしいでしょうか。 | 支店で入札に参加する場合は、様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.3を参照ください。 様式2-4の受任者は、代表企業に復代理人として定められ委任事項の手続きをする、受任者（個人）を記載の上、受任者（個人）の使用印鑑を押印ください。 |
| 5 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 入札参加資格審査申請書で、例えば維持管理企業と運営企業が同じ企業である場合、添付資料内「共通」の書類は1通でもよろしいでしょうか。 | 可としますが、入札参加資格審査の提出書類にその旨を記載して提出ください。 |
| 6 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 企業によって複数業務を兼任する場合（運営企業と維持管理企業が同一企業等）、重複する添付書類は1部のみ添付することでよろしいでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.5を参照ください。 |
| 7 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 国税（「その3の3」法人税及び消費税等について未納税額がない証明）の提出について、構成員のうち、最新年度に未納があり、入札参加資格審査期日までに最新年度のその3の3が出せない場合、「入札参加資格審査提出時は、未納が無い最新年度の『その3の3』を提出」した後、「入札参加資格審査提出後、納税完了したタイミングで、すみやかに直近年度の『その3の3』を提出する」といった対応でよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 8 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 入札参加資格審査に関する提出書類は、ページ番号の記載は不要という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 9 | 2 | 2 | (2) | | | 参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類 | 様式2-2、様式2-3は実印以外の認印等でよろしいでしょうか。 | 様式2-2は実印としてください。その他の様式については、認印等も可とします。 |
| 10 | 様式2-1～2-2 | | | | | 参加表明書 入札参加グループ構成表 | 御市への指名願いの登録については、営業所長名で業者登録されていますが、本案件の参加に際し、グループの代表企業として、支配人登記しております関西支店長名で申請したいと思いますが、特に問題ないでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 11 | 様式2-1 | | | | | 参加表明書 | 事務負担の軽減から、押印部分について、例えば構成企業が5社の場合、5枚の用紙に分けて、各用紙1社分の押印とする形でよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 12 | 様式2-1 | | | | | 参加表明書 | 押印は貴市への届出印で差し支えないでしょうか。 | 可能です。 |
| 13 | 様式2-2 | | | | | 入札参加グループ構成表 | 構成企業が多い場合は、各社の押印が間に合わない恐れがありますので、構成表を1頁1社として作成・押印して提出することでよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 14 | 様式2-2 | | | | | 入札参加グループ構成表 | 本様式における各企業の記載、押印手続にあたり、複数ページにわたって同じ企業が登場するケースがあると思います。については、1つの項目ごとに1枚、または1つの企業ごとに1枚という形で分割利用してもよろしいでしょうか。 | 可とします。 |
| 15 | 様式2-2 | | | | | 入札参加グループ構成表 | 本様式における各企業の記載、押印手続にあたり、複数ページにわたって同じ企業が登場するケースがあると思います。については、1つの項目ごとに1枚、または1つの企業ごとに1枚という形で分割利用してもよろしいでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.14を参照ください。 |
| 16 | 様式2-2 | | | | | 入札参加グループ構成表 | 複数の業務を同一企業が行う場合、〇〇にあたる者の欄を編集することで一企業一枠を使用する理解でよろしいでしょうか。 | 「〇〇にあたる者」の欄は編集せず、一枠につき一業務及び一企業を記入するようにしてください。 |
| 17 | 様式2-2 | | | | | 入札参加グループ構成表 | 様式2-3にて構成員等からの委任状がありますので入札参加グループ構成表の押印は省略していただくことは可能でしょうか。 | 様式2-2は実印を押印ください。その他の様式については、認印等も可としますので、該当部分に全て押印して提出ください。 |
| 18 | 様式2-2 | | | | | 入札参加グループ構成表 | 体育関連備品の設置業務を行う企業は、その他業務にあたる者として提出するとの理解でよろしいでしょうか。また同業務にあたる企業の参加資格要件は求められないとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段及び後段について、ご理解の通りです。 |

| No. | 頁 | 1 | (1) | ア | (ア) | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------------------------|---|-----|---|-----|-------------------|--|---|
| 19 | 様式 2-3 | | | | | 委任状（代表企業） | 構成員から代表企業へ権限を委任する際の委任状に記載する企業の代表者名について、市に年間委任状等を提出している場合、支店長や営業所長でも良いのでしょうか。 | 本入札に係る権限を委任している場合には、ご理解の通りです。 |
| 20 | 様式 2-3 | | | | | 委任状（代表企業） | 構成員から代表企業へ権限を委任する際の委任状に記載する企業の代表者名について、市に年間委任状等を提出している場合、支店長や営業所長でも良いのでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No. 19を参照ください。 |
| 21 | 様式 2-3 | | | | | 委任状（代表企業） | 押印する印鑑は、指名願いで参加名簿に登録している印鑑と代表者実印が異なる場合、実印に合わせた記名押印で問題ないのでしょうか。 | 問題ありません。 |
| 22 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 様式2-5①、2-6① 入札参加資格審査申請書の添付書類共通2 商業登記履行事項全部証明書について、商業登記履行事項全部証明書の提出は、正本もしくは、コピーなのでしょうか、ご教示願います。 | 原本を提出してください。 |
| 23 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 様式2-5①、2-6① 入札参加資格審査申請書の添付書類共通5-1 国税（その3の3）」法人税及び消費税等の未納税額がない証明について、国税（その3の3）」の提出は、正本もしくは、コピーなのでしょうか、ご教示願います。 | 原本を提出してください。 |
| 24 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 様式2-5①、2-6① 入札参加資格審査申請書の添付書類共通6 印鑑証明書について、印鑑証明書の提出は、正本もしくは、コピーなのでしょうか、ご教示願います。 | 原本を提出してください。 |
| 25 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 様式2-5①、2-6① 入札参加資格審査申請書の添付書類共通9 業務実績を証明できる資料（契約書の写し等、業務内容が確認できる仕様書等を含む。）について業務実績を証明する資料として、CORINSもしくはTECRISを添付すれば、契約書、仕様書は不要でよろしいのでしょうか、ご教示願います。 | CORINSもしくはTECRISを提出の場合、契約書、仕様書は不要です。 |
| 26 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 業務実績を証明できる資料として、業務内容が十分に確認できれば、テクリスの登録内容確認書を用いてもよろしいのでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No. 25を参照ください。 |
| 27 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 入札参加資格審査申請書の添付書類に「企業単体の貸借対照表、損益計算書」及び「連結決算の貸借対照表及び損益計算書」とありますが、有価証券報告書を代用することは可能でしょうか。 | 可とします。 |
| 28 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 会社概要について、企業のパンフレット等に代えてよろしいのでしょうか。 | 以下の内容が記載されているものであれば、代用可とします。 商号、本社、創業、代表者、資本金、事業内容、事業所概要、子会社、事業内容、許可・免許等 |
| 29 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 添付書類のうち、印鑑証明書、法人登録簿は原本の提出が必要でしょうか。もしくは、写しの提出でも良いのでしょうか。 | 原本を提出してください。 |
| 30 | 様式 2-5① | | | | | 入札参加資格審査申請書（設計企業） | 配置する管理技術者の雇用関係を証する資料について、証明内容と直接関係の無い個人情報等は黒塗りしてもよろしいのでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 31 | 様式 2-5① ～2-6 ② | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 添付書類で履歴事項全部証明、納税証明書、印鑑証明書は原本が必要でしょうか。 | 原本を提出してください。 |
| 32 | 様式 2-5① ～2-6 ② | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 添付書類で履歴事項全部証明、納税証明書、印鑑証明書は各1部でよろしいのでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 33 | 様式 2-5① ～2-6 ② | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 添付書類で履歴事項全部証明、納税証明書、印鑑証明書は証明日はいつのものが必要でしょうか。 | 直近3ヵ月以内のものとしてください。 |
| 34 | 様式 2-5① ～2-6 ② | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類は原本が必要でしょうか。 | 写しで構いません。 |
| 35 | 様式 2-5① ～2-6 ② | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類は1部でよろしいのでしょうか。 | 1部で構いません。 |
| 36 | 様式 2-5① ～2-6 ② | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 一級建築士事務所の登録を受けたものであることを証する書類は証明日はいつのものが必要でしょうか。 | 直近3ヵ月以内のものとしてください。 |

| No. | 頁 | 1 | (1) | ア | (ア) | 項目名 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-----------------------------|---|-----|---|-----|-----------------------|---|--|
| 37 | 様式 2-5① ～ 2-6 ② | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 設計企業及び工事監理企業が同じ企業で添付書類が同じものである場合、工事監理企業の添付書類は提出しなくてもよろしいでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.5を参照ください。 |
| 38 | 様式 2-5① ～ 2-11 | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 本様式における各企業の記載あたり、別業務(別様式)においても同じ企業が登場するケースがあると思います。ついでに、同じ添付資料を利用できる場合は、最初に登場した様式に資料を添付することとし、後方で登場する様式においては、「様式●●に添付の通り」と記載することで省略することとしてよろしいでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.5を参照ください。 |
| 39 | 様式 2-5 ～ 2-11 | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 添付書類の会社概要について、会社パンフレット又は任意様式にて作成したものでよろしいですか。また記載内容として必要な項目をお示しください。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.28を参照ください。 |
| 40 | 様式 2-5 ～ 2-11 | | | | | 入札参加資格審査申請書 | 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書について、弊社は3月決算ですが、令和4年度分のこれら書類の準備が入札参加資格審査の受付までにはできない見込みです。そのため令和元年度から令和3年度までの3期分を提出すればよろしいでしょうか。 | 可としますが、その旨記載してください |
| 41 | 様式 2-6① | | | | | 入札参加資格審査申請書（工事監理企業） | 5月19日が入札参加資格審査の受付最終日であることから、2022年度分の決算書類（損益計算書・貸借対照表）及び納税証明書の写しが準備できない可能性がございます。上記の場合は現時点で準備できる直近の書類を添付することでよろしいでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.40を参照ください。 |
| 42 | 様式 2-6② | | | | | 入札参加資格審査申請書（工事監理企業） | 配置する工事監理者は常駐者ではなく、監理責任者を記載でよろしいでしょうか。 | 入札説明書P17 3(2)イ(イ)b③で求めている工事監理者を記載してください。 |
| 43 | 様式 2-7 | | | | | 入札参加資格審査申請書（建設企業） | 会社概要について、企業のパンフレット等に代えてよろしいでしょうか。 | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.28を参照ください。 |
| 44 | 様式 2-7 | | | | | 入札参加資格審査申請書（建設企業） | 監理技術者の登録は何名迄可能でしょうか | 配置予定技術者を記載ください。制限は設けません。 |
| 45 | 様式 2-7 | | | | | 入札参加資格審査申請書（建設企業） | 監理技術者の登録は何名迄可能でしょうか | 様式集に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.44を参照ください。 |
| 46 | 様式 2-7 | | | | | 入札参加資格審査申請書（建設企業） | 代表者の印鑑証明書と委任状によりその他の印鑑を必要とする書類は委任された支社又は営業所の印鑑でよろしいでしょうか | ご理解の通りです。 |
| 47 | 様式 2-8 | | | | | 入札参加資格審査申請書（運営企業） | 運営での業務実績は、PFIおよび指定管理等の実績ということでよろしいでしょうか。指定管理での実績も記載可能であれば出資を証する書類は提出不要でしょうか。 | 前段について、ご理解の通りです。 後段について、貴社単独での受託の場合はご理解の通りです。 |
| 48 | 様式 2-8 | | | | | 入札参加資格審査申請書（運営企業） | 運営業務に求められる資格者は要求水準書116頁に記載の防火管理者のみであると理解しておりますが、これについては添付書類として当該企業に現時点で在籍している有資格者1名の資格証のコピー等を添付すれば良いのでしょうか。 | 運営業務を実施するために必要となる資格について、業務実施時において必要な資格及び資格者を有することを求めますが、入札参加資格申請時に具体的に指定はせず、また、具体的確認書類は指定しません。 なお、防火管理者を例とした場合は、ご理解の通りです。 |
| 49 | 様式 2-8 ～ 2-11 | | | | | 入札参加資格審査申請書（資格及び資格者） | 業務を実施するために必要となる資格及び資格者を有することを証明できる資料について、業務を実施するにあたり特に必要な資格がない場合は、当該資料の添付は無しでよろしいですか。 | ご理解の通りです。 |
| 50 | 様式 2-10 | | | | | 入札参加資格審査申請書(その他企業) | 体育関連備品の設置業務を行う企業は、その他企業として入札参加資格審査申請書を提出するとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 51 | 様式 2-11 | | | | | 入札参加資格審査申請書（民間提案施設企業） | 民間提案施設企業の資格要件として「入札参加資格申請までに入札参加者が提案する民間提案施設業務と同種同類事業の運営実績を有していること。」とありますが、施設を保有するのみで、入居者を斡旋する形態での参画を検討しております。この場合の実績は、施設を保有した実績と読み替えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.8を参照ください。 |
| 52 | 様式 2-11 | | | | | 入札参加資格審査申請書（民間提案施設企業） | 民間提案施設企業の資格要件として「入札参加資格申請までに入札参加者が提案する民間提案施設業務と同種同類事業の運営実績を有していること。」とありますが、施設を保有するのみで、入居者を斡旋する形態での参画を検討しております。この場合資格は、施設を保有するために必要な資格と読み替えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書に関する質問・回答書（第1回）※入札参加資格審査に関する部分No.8を参照ください。 |